

指定居宅介護支援事業所
支援センターほりえ居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

- (1) 電話：0276-38-6688
(午前8時30分～午後5時30分まで。但し、土曜日は午後12時30分まで)
- (2) 担当：管理者 市村 久仁子 ※ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2. 支援センターほりえの概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	支援センターほりえ
所在地	群馬県太田市高林北町1178-1
介護保険事業所番号	居宅介護支援（太田市指定第1070500135号）
サービスを提供する地域（※）	太田市、大泉町、邑楽町、千代田町、熊谷市

※上記地域以外でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者 (主任介護支援専門員)	常勤兼務	従業者及び業務の一元的管理、遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	1名
介護支援専門員	常勤	指定居宅介護支援の提供にあたります。 (うち1名 管理者と兼務)	3名以上

(3) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分	※1 国民の休日、年末年始（12月30日～1月3日）並びに創立記念日（4月第2土曜日）は休業です。 ※2 24時間連絡がとれます。
土	午前8時30分～午後12時30分	
日	休業	

3. 利用料金

(1) 利用料

- ①要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。
- ②保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、1か月につきご利用のサービス種類に応じて下記の金額をいただきます。
その際、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、これを市町村の窓口に提出しますと全額の払い戻しが受けられます。

要介護1・2	11,088円
要介護3・4・5	14,406円
初回加算	3,063円
入院時連携加算Ⅰ	2,552円
入院時連携加算Ⅱ	2,042円
退院・退所加算（Ⅰイ）	4,594円
退院・退所加算（Ⅰロ）	6,126円
退院・退所加算（Ⅱイ）	6,126円
退院・退所加算（Ⅱロ）	7,657円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,189円
通院時情報連携加算	510円

（2）交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方、それ以外の地域の方を訪問した場合も交通費は無料です。

（3）解約料

ご利用者の方はいつでも契約を解約することができます、その際一切料金はかかりません。

（4）支払方法

個人負担の料金が発生する場合は月毎の精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので30日以内にお支払いください。領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

4. サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは直接お越しくださるか、お電話等でお申し込みください。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方いずれの通知がなくても自動的にサービスの終了となります。

a. ご利用者が介護保険施設に入所した場合

b. 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護状態区分が非該当（自立）、要支援1、要支援2と認定された場合

c. ご利用者が死亡された場合

④その他

ご利用者やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴など

（1）運営の方針（運営規程第2条）

- ①指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態等となった場合でも可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ②指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

- ③指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように公正中立に行う。
- ④指定居宅介護支援の事業は、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤指定居宅介護支援の事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- ⑥指定居宅介護支援の事業は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報、その他 必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(2) 居宅介護支援の実施概要

- ①指定居宅介護支援の提供に関し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。
- ②指定居宅介護支援の提供に関し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。
看取り期においても利用者・家族との十分な話し合いを行い、本人の意思を尊重した医療・ケアの方向決定に対する支援に努める。
- ③正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。ただし、通常の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなど必要な措置を講じる。
- ④指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。
- ⑤被保険者の要介護認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
- ⑥指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- ⑦要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1か月前には行われるよう必要な援助をする。
- ⑧介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導する。
- ⑨利用者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった場合には、その利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。
- ⑩入院時における医療機関との連携を促進する観点から、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務付ける。
- ⑪利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族は、複数の指定介護サービス事業所の紹介を求めることが可能になることやケアプランに位置付けられた理由について説明を求めることができる。
なお、当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況については、別紙のとおりであり、毎年度前期と後期で作成し説明し、理解を得るよう努める。
前期：3月1日から8月末日 後期：9月1日から2月末日
- ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービスを作成する。
- ⑬他機関との各種会議等において、利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについては「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行う。
利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等を活用して実施する。
- ⑭虐待の防止として、虐待の発生又はその再発を防止するよう努める。
万が一、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村等に通報し、協力を得るようにする。

- ⑮利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑯業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行う。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- ⑰感染症の予防及びまん延の防止のための措置として、感染症が発生し、又はまん延しないように努める。
- ⑱指定居宅介護支援の提供に際し、特定事業所加算（Ⅱ）の算定事業所として、質の高いケアマネジメントを行うよう努める。自らその提供するサービスの質の評価を行いサービスの評価を常に見直すことで改善を図る。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題分析）の方法	－	MDS－HC、全社協版、三団体版のいずれか。
介護支援専門員への研修の実施	○	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者側のご都合により解約した場合の解約料	×	キャンセル料はいただきません。
その他	－	ご要望・ご希望は、遠慮なくご相談ください。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：管理者 市村 久仁子 電話：0276-38-6688

(2) 当事業所以外に、各市町村の介護保険担当課等にも苦情を申し出ることができます。

7. 事故発生時の対応

(1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

契約の際は、以下の確認をすること。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を記した文書を交付し説明を行いました。

<事業者> 所在地 群馬県太田市高林北町1178-1

名称 支援センターほりえ

担当者名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項を記した文書を受領し、説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

<利用者> 住所

氏名 _____ 印

<代理人> 住所

氏名 _____ 印

<重要事項説明書別紙>

① 前6カ月間に作成したケアプランにおける

訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	19.0%
通所介護	42.8%
地域密着型通所介護	5.3%
福祉用具貸与	68.2%

② 前6カ月間に作成したケアプランにおける

訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスごとの
同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイケアセンターおたいいづか	19.0%
	訪問介護ステーションななみ	17.3%
	ヘルパーステーション ファミリー	13.2%
通所介護	太田南ケアセンターそよ風	18.2%
	八瀬川の里デイサービスセンター	16.1%
	デイサービスセンターななみ	10.0%
地域密着型通所介護	リハセンター R-studio	32.6%
	歩き続けるからだづくりの場 ソトエ	26.5%
	ラブアンドスマイル太田	20.4%
福祉用具貸与	株式会社 栗原医療器械店太田支店	47.6%
	ソネット株式会社 太田支店	22.7%
	エフビー介護サービス株式会社	11.9%

左記内容の説明を受け、承諾いたしました。

令和 年 月 日

<利用者> 住 所

氏 名

印

<代理人> 住 所

氏 名

印

R7年度後期：R7.9月1日～R8.2月末